

令和8年度

**岐阜県公共用水域及び地下水の
水質測定に関する計画**

岐 阜 県

令和8年度岐阜県公共用水域の水質測定に関する計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により岐阜県の区域に属する公共用水域の測定に関する計画を定めるものとする。

2 調査地点

令和8年度は7水系及び3湖沼の127地点で測定を行う（別添 測定地点図）。

なお、調査地点は恒久的に水質を観測することができる地点とし、水質環境基準の類型が指定されている水域にあっては、環境基準地点を含むものとする。

○水域別調査地点数

調査地点 水域名		河川数	調査地点数					
			水質調査	環境基準点	補助地点	環境基準点 (水生生物)	補助地点 (水生生物)	底質調査
河川	木曾川	15	32	23	9	25	7	
	長良川	26	42	16	26	16	26	3
	揖斐川	12	20	13	7	13	7	
	庄内川	5	9	7	2	7	2	
	神通川	7	11	9	2	10	1	
	庄川	1	3	1	2	2	1	
	矢作川	4	6	4	2	4	2	
	計	70	123	73	50	77	46	3
湖沼	徳山ダム貯水池 (徳山湖)		1	1				
	横山ダム貯水池 (奥いび湖)		1	1		1		
	境川ダム貯水池 (桂湖)		2	1	1			
	計		4	3	1	1		

3 測定項目

公共用水域の水質の汚濁状況について測定すべき項目は、原則として次のとおりとする。ただし、水質調査のうち健康項目、要監視項目およびその他の項目並びに底質調査については、測定地点の特性に応じて必要な項目を適宜実施する。

(1) 水質調査

ア 生活環境項目（12項目）

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸（LAS）

イ 健康項目（27項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、

1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

ウ 要監視項目（27項目）

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）

エ その他の項目（14項目）

フェノール類、銅、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム、アンモニウム態窒素、有機体窒素、オルトリン酸態リン、全有機体炭素（TOC）、電気伝導率、濁度、塩素イオン、陰イオン界面活性剤、クロロフィルa

オ 水生生物保全のための要監視項目（6項目）

クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(2) 底質調査

強熱減量、平均粒径、PCB

4 測定計画

別表1のとおり計画を定め、河川及び湖沼の水質調査並びに河川の底質調査を実施する。

(1) 基本方針

測定データの連続性の確保を図りつつ、過去の検出履歴、汚染源の状況や物質の使用時期等を考慮し、地点毎項目毎に測定回数を決定するものとする。岐阜県が実施する測定の回数を定める基本方針は下表に示すとおりとする。

○岐阜県実施分の測定頻度の基本方針（令和8年度岐阜県測定分）

項目		頻度
生活環境項目	pH、BOD、SS、DO、COD、大腸菌数	環境基準点では、原則年12回とする。 ただし、冬期に採水ができない地点は、年6回とする。 その他地点では、年4回とする。
	全窒素、全燐	環境基準点では、原則年2回とする。 ただし、富栄養化が問題となる地点（ダム湖等）では、年4回とする。 補助地点のうちダム湖等では、年2回とする。
	n-ヘキサン抽出物	測定なし。（環境基準設定は海域のみ）
生活環境項目 （水生生物）	全亜鉛、 ノニルフェノール、LAS	環境基準点（水生生物）で年4回とする。
健康項目		環境基準点及び補助地点で年1回とする。

項目		頻度
要監視項目	ペルフルオロオクタン スルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロ オクタン酸 (PFOA)	木曽川の兼山ダム、長良川の鮎之瀬橋、揖斐川の海津橋 で年1回とする。 その他の環境基準点では、3年で1巡するローリング調 査とするが、指針値の1/10値以上が検出された地点は、 年1回の調査に切り替える。
	上記以外の要監視項目	主要な環境基準点で、5年で1巡するローリング調査と する。
要監視項目（水生生物）		環境基準点（水生生物）で、5年で1巡するローリング 調査とする。
その他項目	クロロフィル a	富栄養化が問題となる地点（ダム湖等）で年2回とする。
	電気伝導率	環境基準点では、原則年12回とする。 ただし、冬期に採水ができない地点は、年6回とする。 補助地点では、年4回とする。
	濁度	環境基準点で原則年12回とする。 ただし、冬期に採水ができない地点は、年6回とする。
	フェノール類	測定休止。工場排水等が問題となった場合は、適宜測定 回数を増やす。
	T O C	長良川水系の2地点において年4回測定とする。 （H17から長良川水域で調査を開始）

(2) 効率化・重点化の考え方

的確かつ効率的に水質監視業務を推進するために効率化・重点化を図る。

○効率化・重点化の考え方（令和8年度岐阜県測定分）

項目		重点化	効率化
生活環境項目		過去10年間で環境基準値を超過した地点 については測定回数の増加を検討する。	
生活環境項目 （水生生物）		過去10年間で環境基準値を超過した地点 については測定回数の増加や補助地点 （水生生物）での測定を検討する。	ノニルフェノール及びLASについては、 過去10年間で良好な結果が継続する 地点では年1回とする。
健康 項目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	過去10年間に1.0mg/L（基準：1.0mg/L 以下、下限値：0.012mg/L）を超えた 地点は、年4回以上とする。	過去5年間、良好な結果が継続する環 境基準点では3年で一巡、補助地点で は5年で一巡するローリング調査に切 り替える。
	ふっ素	過去10年間に0.2mg/L（基準：0.8 mg/L以下、下限値：0.08mg/L）を超え た地点は、年4回以上とする。	
	ほう素	過去10年間に0.1mg/L（基準：1.0 mg/L以下、下限値：0.02mg/L）を超 えた地点は、年4回以上とする。	

項目		重点化	効率化
健康項目	その他の健康項目	過去10年間で検出があった項目・地点については年4回以上とする。	過去5年間、定量下限値未満が継続する環境基準点は3年で一巡、補助地点は5年で一巡するローリング調査に切り替える。 アルキル水銀の分析については総水銀の測定でスクリーニングを行う。 農薬の測定は使用量が多い夏季に実施する。
要監視項目		・過去10年間に指針値10%値*以上が検出された項目については測定回数の増加や補助地点での測定を検討する。 (※ニッケルについては検出下限値10倍値)	
要監視項目 (水生生物)		・過去10年間に指針値10%値以上が検出された項目については測定回数の増加や補助地点(水生生物)での測定を検討する。	

5 検体採取方法

(1) 採取時期

- ・採取は、採取日前なるべく晴天が続き水質の安定している日に行うものとする。
- ・低水時および水利用の行われている時期を含めるものとする。

(2) 採取部位

ア 河川

原則として流心部の表層水とし、水深の2割の水位により採取するものとする。

イ 湖沼

徳山ダム貯水池は表層、下層で、それ以外の湖沼は表層、中層、下層で、採取するものとする。

6 測定方法

(1) 水質調査

測定方法は、原則として別表2に定める方法とする。

(2) 底質調査

測定方法は、原則として平成24年8月8日環水大水発第120725002号環境省水・大気環境局長通知「底質調査方法」に定める方法とする。

7 調査担当機関

岐阜県、富山県、国土交通省中部地方整備局及び岐阜市で分担する。

○水域別各調査担当機関の調査地点数

調査地点 水域名		水 質 調 査										底質調査
		合 計		岐 阜 県		富 山 県		中部地整		岐 阜 市		岐 阜 市
		基	補	基	補	基	補	基	補	基	補	
河 川	木曽川	3 2		2 8		—		4		—		—
		2 3	9	2 0	8	—	—	3	1	—	—	
	長良川	4 2		1 4		—		7		2 1		3
		1 6	2 6	8	6	—	—	4	3	4	1 7	
	揖斐川	2 0		1 2				8		—		—
		1 3	7	5	7	—	—	8	—	—	—	
	庄内川	9		7		—		2		—		—
		7	2	6	1	—	—	1	1	—	—	
	神通川	1 1		1 1		—		—		—		—
		9	2	9	2	—	—	—	—	—	—	
	庄川	3		3		—		—		—		—
		1	2	1	2	—	—	—	—	—	—	
	矢作川	6		5		—		1		—		—
		4	2	4	1	—	—	—	1	—	—	
	計	1 2 3		8 0		—		2 2		2 1		3
		7 3	5 0	5 3	2 7	—	—	1 6	6	4	1 7	
湖 沼	徳山ダム 貯水池 (徳山湖)	1		1		—		—		—		—
		1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
	横山ダム 貯水池 (奥いび湖)	1		—		—		1		—		—
		1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	
	境川ダム 貯水池 (桂湖)	2		—		2		—		—		—
		1	1	—	—	1	1	—	—	—	—	
	計	4		1		2		1		—		—
		3	1	1	—	1	1	1	—	—	—	

8 報告

(1) 岐阜県の調査担当機関

調査結果の報告は、当月分を翌月の１５日までに岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課へ報告するものとする。

ただし、最終月分は令和９年３月２４日(水)までに報告するものとする。

(2) その他の調査担当機関

調査結果の報告は、令和９年３月２４日(水)までに岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課へ報告するものとする。

(別表1)R8年度水域別計画表

○木曽川水系

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目											健康項目																									
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2－ジクロロエタン	1、1－ジクロロエチレン	シス－1、2－ジクロロエチレン	1、1、1－トリクロロエタン	1、1、2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
木曽川	落合ダム	AA*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
木曽川	美恵橋	A	A	県（東）	4	4	4	4	4	4																															
木曽川	兼山ダム	A*	A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		4	4	4	1	1																									
木曽川	犬山橋	A*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12	1	12	12	6	4	4																								4	
木曽川	笠松(木曽川橋)	A	B	中地整	4	4	4	2	4	4		4	4	4				2		2																					
木曽川	起(濃尾大橋)	A*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12	1	12	12	6	4	4		2		2		1																		4	
飛驒川	高根第一ダム	AA	特A*	県（飛）	4	4	4	4	4	4		2	2	4	1	1																									
飛驒川	高根第二ダム	AA	A	県（飛）	4	4	4	4	4	4		2	2																												
飛驒川	朝日ダム	AA	A	県（飛）	4	4	4	4	4	4		2	2																												
飛驒川	東上田	AA*	A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
飛驒川	飛泉橋	A	A	県（岐）	4	4	4	4	4	4							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
飛驒川	川辺ダム	A*	A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
川上川	本川合流前	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
落合川	本川合流前	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
中津川	中川橋	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
中津川	本川合流前	C*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	4																									
付知川	本川合流前	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
阿木川	阿木川ダム	A	A	県（東）	4	4	4	4	4	4		2	2																												
阿木川	恵那大橋	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
阿木川	本川合流前	C*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
中野方川	巴橋	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
可児川	鬼岩橋	B	B	県（岐）	4	4	4	4	4	4																															
可児川	鳥屋場橋	B*	B*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
可児川	はね橋	C*	B*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
加茂川	本川合流前	B*	B*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																								4	
新境川	東泉橋	B*	B*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
新境川	米野	C*	B*	中地整	24	24	24	12	24		1	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
小坂川	古子橋	AA*	特A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
馬瀬川	岩屋ダム	AA	特A*	県（飛）	4	4	4	4	4	4		2	2	4	1	1																									
馬瀬川	飛驒川合流前	AA*	A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
白川	飛驒川合流前	AA*	特A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
黒川	岩穴橋	AA*	特A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

健康項目			要監視項目																								水生・要監視			その他の項目											備考									
ふっ素	ほう素	1、4ージオキサン	クロロホルム	トランスー1、2ージクロロエチレン	1、2ージクロロプロパン	pージクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン（MEP）	イソプロチオラン	オキシシン銅（有機銅）	クロロタロニル（TPN）	プロピザミド	EPN	ジクロルボス（DDVP）	フェノブカルブ（BPMC）	イプロベンホス（IBP）	クロルニトロフェン（CNP）	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	フェノール	ホルムアルデヒド	4ーtertーオクチルフェノール	アニリン	2、4ージクロロフェノール	フェノール類	銅	鉄（溶解性）	マンガン（溶解性）	クロム	アンモニア性窒素	全有機性窒素	オルトリン酸態リン	TOC	濁度	電気伝導率	Cーイオン	クロロフィルa	陰イオン界面活性剤		
1	1	1	1																										1	1	1	1	1	1									12	12		2		年		
																																											4					年		
			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1														12	12		2		年		
2	2	1	1															1											1			1	1	1	1	1	1	2	2	1	12		4	12	12		4			年
																																								4		4		4				年		
2	2	1	1																										1			1	1	1	1	1	1	2	2	1	12		4	12	12		4			年
																																											4	4		2		年		
																																											4		2			年		
																																											12	12				年		
1	1	1																																									4				年			
1	1	1																																									12	12		2		年		
4			1																											1	1	1	1	1	1	1								12	12				年	
4																													1														12	12				年		
																																											12	12				年		
																					1									1												12	12				年			
4	1	1	1	1																																							4			年				
1	1	1																											1	1													12	12				年		
																													1	1													12	12				年		
																																											4			年				
1	1	1																											1	1													12	12				年		
																													1	1													12	12				年		
			1																										1			1	1	1	1	1								12	12				年	
1	1	1																											1	1													12	12				年		
2	2	1																												1			1	1	1	1	1	1	2	2	1			24				年		

○長良川水系

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目													健康項目																								
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2－ジクロロエタン	1、1－ジクロロエチレン	シス－1、2－ジクロロエチレン	1、1、1－トリクロロエタン	1、1、2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
長良川	向山橋	AA	A	県（岐）	4	4	4	4	4	4																																
長良川	和合橋	AA*	A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																										
長良川	下渡橋	A	A	県（岐）	4	4	4	4	4	4							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長良川	鮎之瀬橋	A*	A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																										
長良川	藍川橋	A*	A*	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	4	1	2																										4
長良川	長良橋	A	B	岐阜市	12	12	12	12	12	12									2		2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
長良川	鏡島大橋	A	B	中地整	4	4	4		4	4		4	4																													
長良川	穂積大橋	A	B	岐阜市	12	12	12	12	12	12									2		2																					
長良川	長良大橋	A*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12	1	12	12	4	1	2	1	1	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
長良川	南濃大橋	A	B	中地整	12	12	12	12	12			12	12																													
長良川	東海大橋	A	B	中地整	24	24	24	12	24			12	12																													
吉田川	小野橋	AA*	特A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																										
亀尾島川	本川合流前	－	－	県（岐）	4	4	4	4	4	4																																
板取川	長瀬橋	AA*	A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
武儀川	南武芸橋	A*	A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
津保川	桜橋	A*	A*	県（岐）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																										4
川浦川	津保川合流前	－	－	県（岐）	4	4	4	4	4	4																																
福富川	童子橋	－	－	岐阜市	12	12	12	12	12										2		2																					
山田川	本川合流前	－	－	岐阜市	12	12	12	12	12										2		2																					
伊自良川	本郷橋	A	B	岐阜市	12	12	12	12	12	12									2		2																					
伊自良川	繰船橋	A*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	4	4	4																									4	
伊自良川	竹橋	C*	B*	中地整	12	12	12	12	12			12	12	4	4	4																									4	
鳥羽川	寺内橋	B	B	岐阜市	12	12	12	12	12	12									2		2																					
鳥羽川	伊自良川合流前	B*	B*	岐阜市	12	12	12	12	12	12		4	4	12	4	4		2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
天神川	鳥羽川合流前	－	－	岐阜市	6	6	6	6	6																																	
正木川	伊自良川合流前	－	－	岐阜市	6	6	6	6	6																																	
早田川	伊自良川合流前	－	－	岐阜市	6	6	6	6	6																																	
板屋川	伊自良川合流前	－	－	岐阜市	6	6	6	6	6											2																						
両満川	本川合流前	－	－	岐阜市	12	12	12	12	12										2		2																					
境川	高田橋	C	B	岐阜市	12	12	12	12	12										4		2																					
境川	東辰新橋	C*	B*	岐阜市	12	12	12	12	12			4	4	12	4	4			4	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2									
境川	境川橋	C*	B*	岐阜市	12	12	12	12	12			6	6	12	4	4		2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
荒田川	出村	B*	B*	岐阜市	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	4	2		4	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	
論田川	日東橋	－	－	岐阜市	12	12	12	12	12			4	4	2					2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2										
大江川	日置江高桑大橋	－	－	岐阜市	12	12	12	12	12			4	4						2		2			2	2	2	2	2	2	2	2	2										
新荒田川	第一祈年橋	－	－	岐阜市	12	12	12	12	12					2					2																							
新荒田川	市場橋	－	－	岐阜市	12	12	12	12	12			4	4	2					2	4	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2									
清水川	清水橋	－	－	岐阜市	6	6	6	6	6																																	
糸貫川	苗田橋	C*	B*	県（西）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																										
逆川	本川合流前	－	－	県（西）	4	4	4	4	4	4																														4		
犀川	本川合流前	－	－	県（西）	4	4	4	4	4	4																																
桑原川	本川合流前	C*	B*	県（西）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									4	

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

[illegible]

○揖斐川水系

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目												健康項目																								
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2－ジクロロエタン	1、1－ジクロロエチレン	シス－1、2－ジクロロエチレン	1、1、1－トリクロロエタン	1、1、2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
揖斐川	岡島橋	AA*	A*	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	4	1	1																									4
揖斐川	鷺田橋	AA*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	4	1	2						1																			4
揖斐川	福岡大橋	A*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12	1	12	12	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
揖斐川	海津橋	A	B	県（西）	4	4	4	4	4	4							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粕川	脛永橋	AA*	A*	県（西）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
根尾川	山口	AA*	A*	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
根尾川	本川合流前 ◎	AA	B	県（一）										4	1	1																									
三水川	三水川橋	A*	B*	県（西）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	4	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
花田川	根尾川合流前	－	－	県（西）	4	4	4	4	4	4																															
中須川	本川合流前	－	－	県（西）	4	4	4	4	4	4																															
牧田川	一之瀬橋	AA*	A*	県（西）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
牧田川	横曽根橋	A*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	4	4	4																								4	
牧田川	池辺	C*	B*	中地整	24	24	24	12	24			12	12	4	4	4																								4	
杭瀬川	野口橋	A	B	県（西）	4	4	4	4	4	4																															
杭瀬川	高湊橋	A*	B*	中地整	24	24	24	12	24	12		12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4
相川	綾里	B*	B*	県（西）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									4
水門川	八兵衛橋	C	B	県（西）	4	4	4	4	4	4																														4	
水門川	二水橋	C*	B*	中地整	24	24	24	12	24			12	12	4	4	4																								4	
大江川	万寿橋	－	－	県（西）	4	4	4	4	4	4																															
津屋川	福岡大橋	B*	B*	県（西）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

◎環境基準点の設定を判断するために県が調査を行う地点

○庄内川(土岐川)水系

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目												健康項目																										
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2－ジクロロエタン	1、1－ジクロロエチレン	シス－1、2－ジクロロエチレン	1、1、1－トリクロロエタン	1、1、2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
土岐川	瑞浪大橋	A*	B*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																											
土岐川	三共橋	B*	B*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																											
土岐川	多治見橋	B	B	中地整	4	4	4		4	4		4	4																														
土岐川	天ヶ橋	B*	B*	中地整	12	12	12	12	12	12	1	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4		
小里川	川折橋	B	B	県（東）	4	4	4	4	4	4																																	
小里川	はら子橋	B*	B*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
肥田川	肥田橋	B*	B*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
妻木川	御幸橋	B*	B*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																											
笠原川	桜橋	A*	B*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																								4			

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

○神通川(宮川)水系

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目												健康項目																								
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2－ジクロロエタン	1、1－ジクロロエチレン	シス－1、2－ジクロロエチレン	1、1、1－トリクロロエタン	1、1、2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
宮川	一宮橋	AA*	A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮川	宮城橋	A*	A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
宮川	新国境橋	A*	A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
高原川	浅井田堰堤	AA*	特A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高原川	新猪谷	AA*	A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		4	4	4	1	1	4			4																					
大八賀川	宮川合流前	－	－	県（飛）	4	4	4	4	4	4																															
川上川	宮川合流前	A*	特A*	県（飛）	6	6	6	6	6	6		2	2	4	1	1																									
小八賀川	宮川合流前	AA*	特A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
荒城川	宮川合流前	A*	特A*	県（飛）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
小鳥川	宮川合流前	A*	A*	県（飛）	6	6	6	6	6	6		2	2	4	1	1																									
小鳥川	下小鳥ダム	A	特A*	県（飛）	4	4	4	4	4	4		2	2	4	1	1																									

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

○庄川水系

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目											健康項目																							
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフエノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2－ジクロロエタン	1、1－ジクロロエチレン	シス－1、2－ジクロロエチレン	1、1、1－トリクロロエタン	1、1、2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
庄川	牧戸	A	特A*	県（飛）	4	4	4	4	4	4				4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
庄川	御母衣ダム	A	A	県（飛）	4	4	4	4	4	4		2	2																										
庄川	成出ダム	A*	A*	県（飛）	6	6	6	6	6	6		4	4	4	1	1	4																						

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

○矢作川水系

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目											健康項目																									
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2－ジクロロエタン	1、1－ジクロロエチレン	シス－1、2－ジクロロエチレン	1、1、1－トリクロロエタン	1、1、2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
矢作川	大川橋	AA*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
矢作川	矢作ダム	AA	A	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	4	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12
矢作川	笹戸ダム	A	B	県（東）	4	4	4	4	4	4		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上村川	せきれい橋	AA*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									
明智川	本川合流前	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
阿妻川	本川合流前	A*	A*	県（東）	12	12	12	12	12	12		2	2	4	1	1																									

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

健康項目			要監視項目																										水生・要監視		その他の項目												備考									
ふっ素	ほう素	1、4ージオキサン	クロロホルム	トランスー1、2ージクロロエチレン	1、2ージクロロプロパン	pージクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン（MEP）	イソプロチオラン	オキシ銅（有機銅）	クロロタロニル（TPN）	プロピザミド	EPN	ジクロルボス（DDVP）	フェノブカルブ（BPMC）	イプロベンホス（IBP）	クロルニトロフェン（CNP）	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	フェノール	ホルムアルデヒド	4ーtertーオクチルフェノール	アニリン	2、4ージクロロフェノール	フェノール類	銅	鉄（溶解性）	マンガン（溶解性）	クロム	アンモニア性窒素	全有機性窒素	オルトリン酸態リン		TOC	濁度	電気伝導率	Cーイオン	クロロフィルa	陰イオン界面活性剤			
1	1	1																																										12	12					年		
																														1														12	12					年		
																																												12	12					年		
1	1	1																																										12	12	2				年		
			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										12	12		2			年		
																																												4						年		
																																												6	6					年		
1	1	1																												1														12	12					年		
																																												12	12					年		
			1																														1	1	1	1	1									6	6					年
																																												4	4		2			年		

健康項目			要監視項目																								水生・要監視		その他の項目											備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ふっ素	ほう素	1、4ージオキサン	クロロホルム	トランスー1、2ージクロロエチレン	1、2ージクロロプロパン	pージクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン（MEP）	イソプロチオラン	オキシ銅（有機銅）	クロロタロニル（TPN）	プロピザミド	EPN	ジクロルボス（DDVP）	フェノブカルブ（BPMC）	イプロベンホス（IBP）	クロルニトロフェン（CNP）	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	フェノール	ホルムアルデヒド	4ーtertーオクチルフェノール	アニリン	2、4ージクロロフェノール	フェノール類	銅	鉄（溶解性）	マンガン（溶解性）	クロム		アンモニア性窒素	全有機性窒素	オルトリン酸態リン	TOC	濁度	電気伝導率	Cーイオン	クロロフィルa	陰イオン界面活性剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

健康項目			要監視項目																										水生・要監視			その他の項目												備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ふっ素	ほう素	1、4ージオキサン	クロロホルム	トランスー1、2ージクロロエチレン	1、2ージクロロプロパン	pージクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン（MEP）	イソプロチオラン	オキシ銅（有機銅）	クロタロニル（TPN）	プロピザミド	EPN	ジクロルボス（DDVP）	フェノブカルブ（BPMC）	イプロベンホス（IBP）	クロルニトロフェン（CNP）	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	フェノール	ホルムアルデヒド	4ーtertーオクチルフェノール	アニリン	2、4ージクロロフェノール	フェノール類	銅	鉄（溶解性）	マンガン（溶解性）	クロム	アンモニア性窒素	全有機性窒素	オルトリン酸態リン	TOC		濁度	電気伝導率	Cーイオン	クロロフィルa	陰イオン界面活性剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

○湖沼

河 川	地 点	水質 類型	生物 類型	調査担 当機関	生活環境項目												健康項目																									
					pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌 数	n―ヘキサ ン抽出物質	全窒素	全 磷	全亜鉛	ノニルフェ ノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀◇	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2―ジクロロエタン	1、1―ジクロロエチレン	シス―1、2―ジクロロエチレン	1、1、1―トリクロロエタン	1、1、2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
揖斐川	徳山ダム貯水池	A*, II *	－	県（西）	12	12 ▼	12	12	12	12		4	4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
揖斐川	横山ダム貯水池	A*, III *	湖沼A*	中地整	12	12	12	12	12	12		12	12	6	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
庄川	境川ダム貯水池 えん堤付近	A*, II *	－	富山県	6 ※	6 ※		6 ※	6 ※	6		6	6	2			1	1	1	1	1	1	1												1	1	1				1	1
庄川	境川ダム貯水池 湖中央	A, II	－	富山県	4 ※	4 ※		4 ※	4 ※	4		4	4																													

◇アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定

▼印は、2層上層・下層で採取するものとする。
※印は、上層・中層・下層で採取するものとする。

参考

- (1) 表中*印は環境基準地点である。
- (2) 調査担当機関中「中地整」とは、国土交通省中部地方整備局を示す。
また、「県」とは、岐阜県を示し、「県」の横の括弧は担当検査機関を示す。
岐：保健環境研究所 西：西濃保健所 東：東濃保健所 飛：飛騨保健所
- (3) 備考中「年」は通年調査、「底」は底質調査地点を示す。
- (4) 水質調査
ア 機関別測定予定月

回数	岐阜県	岐阜市	富山県	中部地方整備局
2 4	―			毎月1回 1日2回
1 2	毎月1回		―	毎月1回
6	5, 7, 8, 1 1, 1, 2月 【一部地点※1】 5, 6, 7, 8, 1 0, 1 1月	5, 7, 8, 1 1, 1, 2月	5, 6, 7, 8, 9, 1 0月	おおむね 2ヶ月に1回
4	5, 8, 1 1, 2月 【一部地域※2】 5, 7, 8, 1 1月	5, 8, 1 1, 2月	6, 7, 9, 1 0月	おおむね 3ヶ月に1回
2	5, 1 1月 【農薬】5, 8月	5, 1 1月 【農薬】5, 8月	6, 9月	夏期・冬期
1	5月 【農薬】8月	5月 【農薬】8月	6月	夏期

注) ※1 [神通川(宮川)水系]川上川、小鳥川 [庄川水系]庄川
 ※2 [木曽川水系]飛騨川(東上田、飛泉橋、川辺ダムを除く) [神通川(宮川)水系]川上川、小鳥川
 [庄川水系]庄川

イ 機関別測定項目

機 関 名 項 目		岐 阜 県*		富 山 県	中部地方 整 備 局	岐 阜 市
		保健環境研究所 及び各保健所	委 託			
生 活 環 境 項 目		○	☆1	○	○	○
健 康 項 目	全 シ ア ン 六 価 ク ロ ム	○			○	○
	上 記 以 外 の 健 康 項 目		○	○	○	○
そ の 他 の 項 目		☆2	○		○	○

注) ☆1 溶存酸素（DO）、全亜鉛、ノニルフェノール及びL A Sは委託で実施する。
 ☆2 濁度、クロロフィルaは保健環境研究所及び各保健所で実施する。
 * 採水は、岐阜県が委託した機関とする。

健康項目			要監視項目																								水生・要監視				その他の項目												備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ふっ素	ほう素	1、4ージオキサン	クロロホルム	トランスー1、2ージクロロエチレン	1、2ージクロロプロパン	pージクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン（MEP）	イソプロチオラン	オキシ銅（有機銅）	クロロタロニル（TPN）	プロピザミド	EPN	ジクロルボス（DDVP）	フェノバルブ（BPMC）	イプロベンホス（IBP）	クロルニトロフェン（CNP）	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFS及びPFOA	フェノール	ホルムアルデヒド	4ーtertオクチルフェノール	アニリン	2、4ージクロロフェノール	フェノール類	銅	鉄（溶解性）	マンガン（溶解性）	クロム	アンモニア性窒素	全有機性窒素	オルトリン酸態リン		TOC	濁度	電気伝導率	Cーイオン	クロロフィルa	陰イオン界面活性剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	1	1																																								12	12	12	12	12	12	12	12	12	年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	1	1																											1		1	1	1					12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

底質調査

底質調査は、年1回、岐阜市で実施する。

地点別測定項目

河川名	伊自良川	境 川	荒 田 川
地点名	竹 橋	境 川 橋	出 村
強熱減量	○	○	○
平均粒径	○	○	○
カドミウム			
鉛			
総水銀			
アルキル水銀			
砒素			
P C B	○	○	○
総クロム			
銅			
亜鉛			
ニッケル			

別表2 水質測定方法とデータ表示(公共用水域)

項 目		有効 数字	報 告 下 限 値	測 定 方 法
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	2桁	0.1	日本産業規格(以下「規格」という)K0102-1の12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素量(DO)	2桁	0.5 mg/L	規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量(BOD)	2桁	0.5 mg/L	規格K0102-1の18に定める方法
	化学的酸素要求量(COD)	2桁	0.5 mg/L	規格K0102-1の17.2に定める方法
	浮遊物質量(SS)	2桁	1 mg/L	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号(以下「告示」という)付表8に掲げる方法
	大腸菌数	2桁	1CFU/100mL	規格K0102-5の5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
	n-ヘキサン抽出物質	2桁	0.5 mg/L (ND)	規格K0102-1の22.5に定める方法
	全窒素	2桁	0.05 mg/L	規格K0102-2の17.3、17.4又は17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法
	全燐	2桁	0.003 mg/L	規格K0102-2の18.4(18.4.1.4のbを除く。)に定める方法
	底層溶存酸素量	2桁	0.5 mg/L	規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は告示付表10に掲げる方法
生活環境生物項目	全亜鉛	2桁	0.001 mg/L	規格K0102-3の12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法
	ノニルフェノール	2桁	0.00006 mg/L	告示付表9に掲げる方法
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	2桁	0.0006 mg/L	規格K0102-4の6.2.5に定める方法
健康項目	カドミウム	2桁	0.0003 mg/L	規格K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法
	全シアン	2桁	0.1 mg/L (ND)	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
	鉛	2桁	0.005 mg/L	規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
	六価クロム	2桁	0.01 mg/L	規格K0102-3の24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3の24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3の24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
	砒素	2桁	0.005 mg/L	規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法
	総水銀	2桁	0.0005 mg/L	告示付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	2桁	0.0005 mg/L (ND)	告示付表3に掲げる方法
	PCB	2桁	0.0005 mg/L (ND)	告示付表4に掲げる方法
	ジクロロメタン	2桁	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	2桁	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	2桁	0.0004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	2桁	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	2桁	0.004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	2桁	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	2桁	0.0006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	2桁	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	2桁	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	2桁	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	2桁	0.0006 mg/L	告示付表5に掲げる方法
	シマジン	2桁	0.0003 mg/L	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	2桁	0.002 mg/L	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	2桁	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	2桁	0.002 mg/L	規格K0102-3の26.2、26.3又は26.4に定める方法

項 目		有効 数字	報 告 下 限 値	測 定 方 法
健康 項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2桁	0.012 mg/L 硝酸性 0.01 亜硝酸性 0.002	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4に定める方法
	ふっ素	2桁	0.08 mg/L	規格K0102-2の5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法。
	ほう素	2桁	0.02 mg/L	規格K0102-3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
要 監 視 項 目	1,4-ジオキサン	2桁	0.005 mg/L	告示付表7に掲げる方法
	クロロホルム	2桁	0.006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	2桁	0.004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,2-ジクロロプロパン	2桁	0.006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	p-ジクロロベンゼン	2桁	0.02 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	イソキサチオン	2桁	0.0008 mg/L	平成5年4月28日付け環境庁通知環水規第121号(以下「通知」という)付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	2桁	0.0005 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	フェニトロチオン	2桁	0.0003 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	イソプロチオラン	2桁	0.004 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	オキシ銅	2桁	0.004 mg/L	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	2桁	0.004 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	2桁	0.0008 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	E P N	2桁	0.0006 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ジクロルボス	2桁	0.001 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	フェノブカルブ	2桁	0.002 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	イプロベンホス	2桁	0.0008 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	クロルニトロフェン	2桁	0.0005 mg/L	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	トルエン	2桁	0.06 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	2桁	0.04 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	フタル酸ジエチルヘキシル	2桁	0.006 mg/L	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	ニッケル	2桁	0.001 mg/L	規格K0102-3の18.4、18.5又は規格K0102-3の4.5.3に定める方法（ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3の13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
	モリブデン	2桁	0.007 mg/L	規格K0102-3の27.2、27.3又は規格K0102-3の4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3の13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
	アンチモン	2桁	0.0002 mg/L	規格K0102-3の21.2、21.3又は21.4に定める方法
	塩化ビニルモノマー	2桁	0.0002 mg/L	平成16年3月31日付け環境省通知環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表1に掲げる方法
	エピクロロヒドリン	2桁	0.00004 mg/L	平成16年3月31日付け環境省通知環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表2に掲げる方法
	全マンガン	2桁	0.02 mg/L	規格K0102-3の15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。）
	ウラン	2桁	0.0002 mg/L	規格K0102-3の30.2又は30.3に定める方法
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2桁	0.0000003 mg/L PFOS:0.0000001 PFOA:0.0000002	令和2年5月28日付け環境省通知環水大発第2005281号・環水土大発第2005282号別表2付表1に掲げる方法

項 目		有効 数字	報 告 下 限 値	測 定 方 法
水生生物 要監視項目	クロロホルム	2桁	0.006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	フェノール	2桁	0.001 mg/L	平成15年11月5日付環境省通知環水企発第031105001号・環水管発第031105001号付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	2桁	0.03 mg/L	平成15年11月5日付環境省通知環水企発第031105001号・環水管発第031105001号付表2に掲げる方法
	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	2桁	0.00007 mg/L	平成25年3月27日付け環境省通知環水大水発第1303272号付表1に掲げる方法
	アニリン	2桁	0.002 mg/L	平成25年3月27日付け環境省通知環水大水発第1303272号付表2に掲げる方法
	2,4-ジクロロフェノール	2桁	0.0003 mg/L	平成25年3月27日付け環境省通知環水大水発第1303272号付表3に掲げる方法
その他の 項目	フェノール類	2桁	0.01 mg/L	規格K0102-4の5.2（K0102-4の5.2.2.3及び5.2.2.4並びに規格K0102-4の5.2.4のただし書き以降を除く。）に定める方法
	銅	2桁	0.01 mg/L	規格K0102-3の11.3、11.4、11.5、11.6に定める方法
	鉄(溶解性)	2桁	0.02 mg/L	規格K0102-3の16.3に定める方法
	マンガン(溶解性)	2桁	0.02 mg/L	規格K0102-3の15.2に定める方法
	クロム	2桁	0.02 mg/L	規格K0102-3の24.2に定める方法
	アンモニウム態窒素	2桁	0.05 mg/L	規格K0102-2の13.4に定める方法
	有機態窒素	2桁	0.05 mg/L	規格K0102-2の16に定める方法
	オルトリン酸態リン	2桁	0.003 mg/L	吸光光度法(アスコルビン酸法)
	全有機体炭素(TOC)	2桁	0.5 mg/L	規格K0102-1の19に定める方法
	濁度	2桁	1 度	規格K0102-1の9に定める方法
	電気伝導率	2桁	0.1 mS/m	規格K0102-1の13に定める方法
	塩素イオン	2桁	1 mg/L	規格K0102-2の6に定める方法
	陰イオン界面活性剤	2桁	0.02 mg/L	規格K0102-4の6.2（6.2.5を除く。）に定める方法
クロロフィルa	2桁	1 μg/L	上水試験法(2020年版)Ⅲ-2 36に掲げる方法	
1 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。				
2 JIS改正等により測定方法に変更がある場合は、委託者が指示した測定方法とする。				
3 調査担当機関により、上記「報告下限値」及び「測定方法」について、別に定めている場合がある。				

別添 測定地点図

図1 木曾川水域測定地点図 ⊙：環境基準地点 ○：補助地点 ☆：水生生物環境基準点

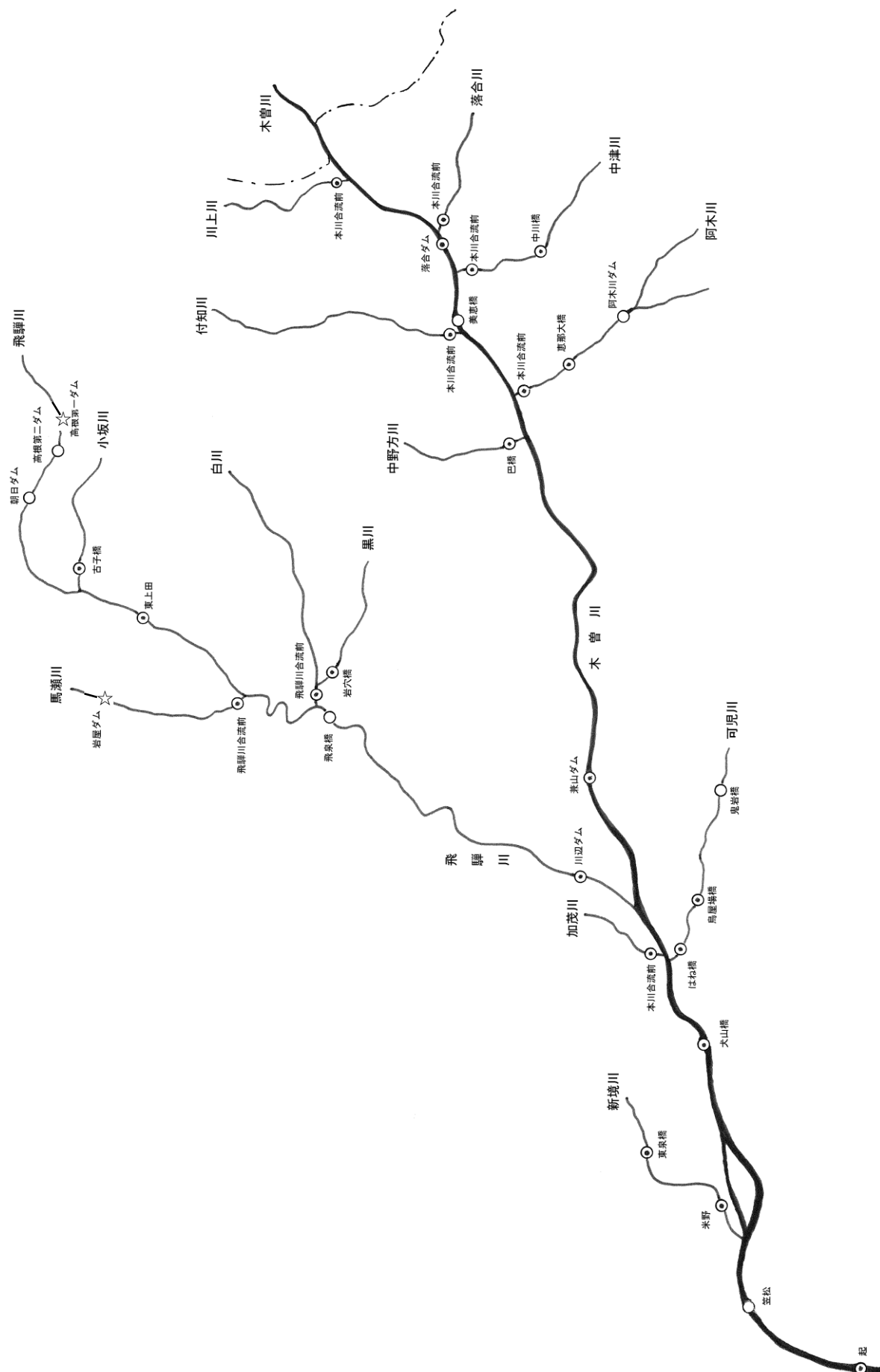


图 2

◎：環境基準地点



図3 揖斐川水域測定地点図

◎：環境基準地点

○：補助地点

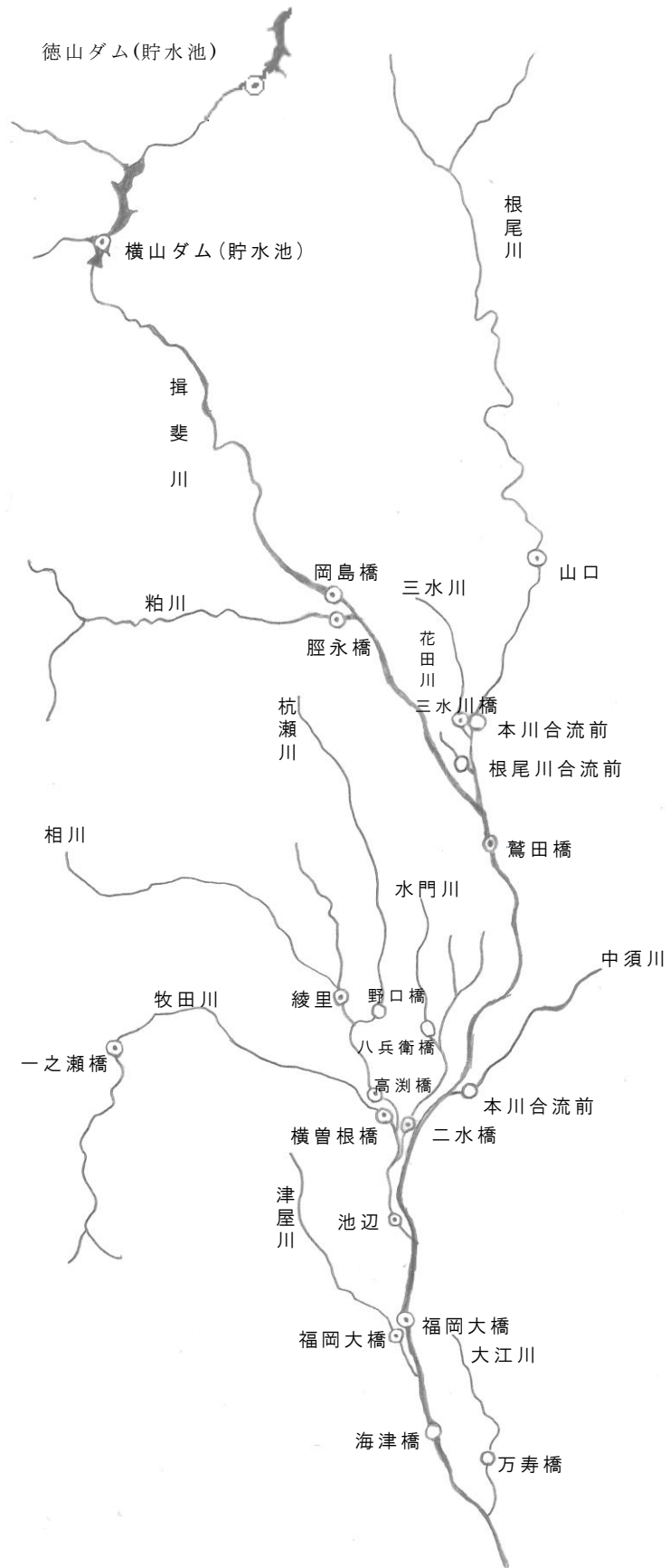


図 4 庄内川（土岐川）水域測定地点図

◎：環境基準地点 ○：補助地点

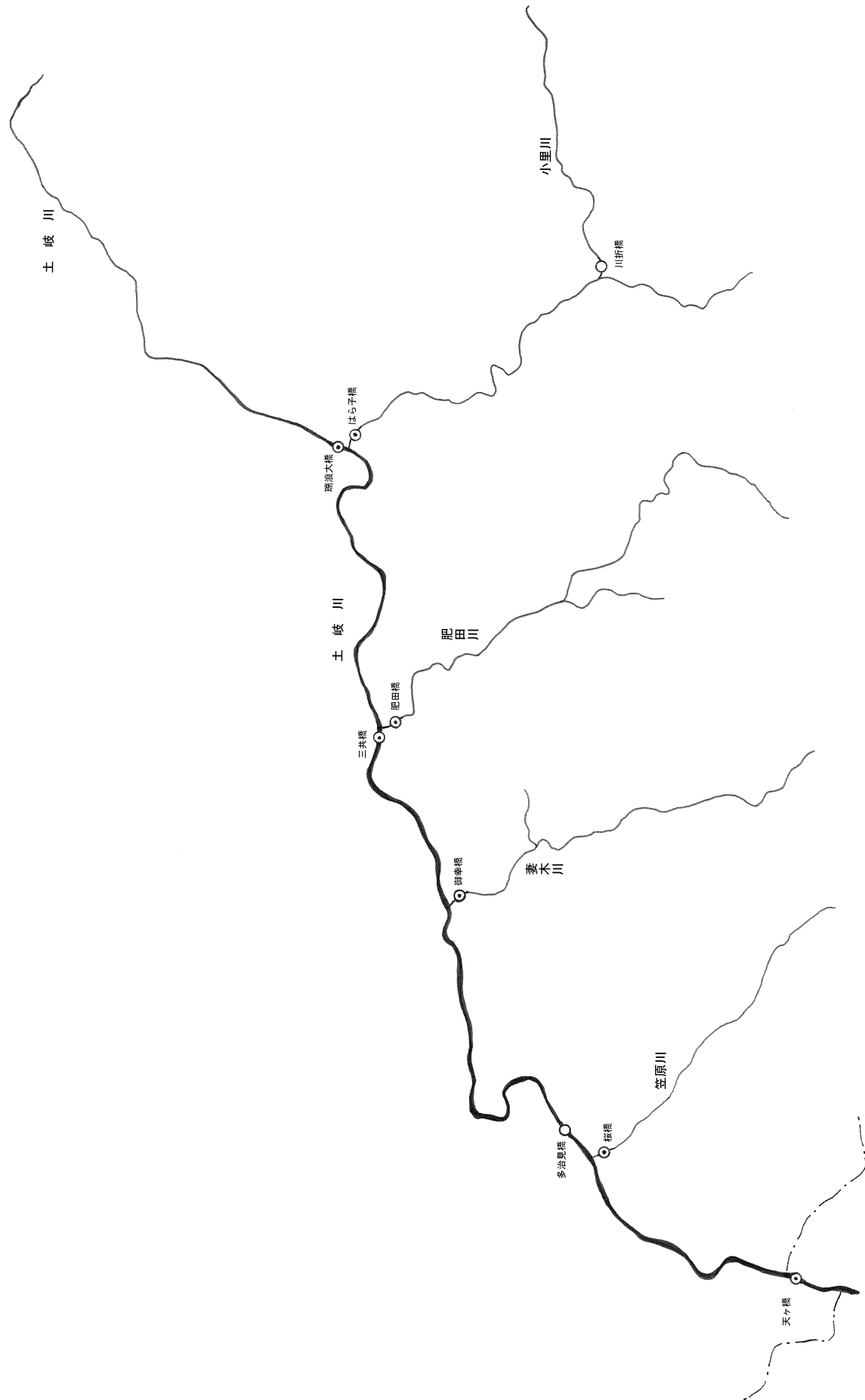


図5 神通川（宮川）・庄川水域測定地点図

◎：環境基準地点 ○：補助地点 ☆：水生生物環境基準点

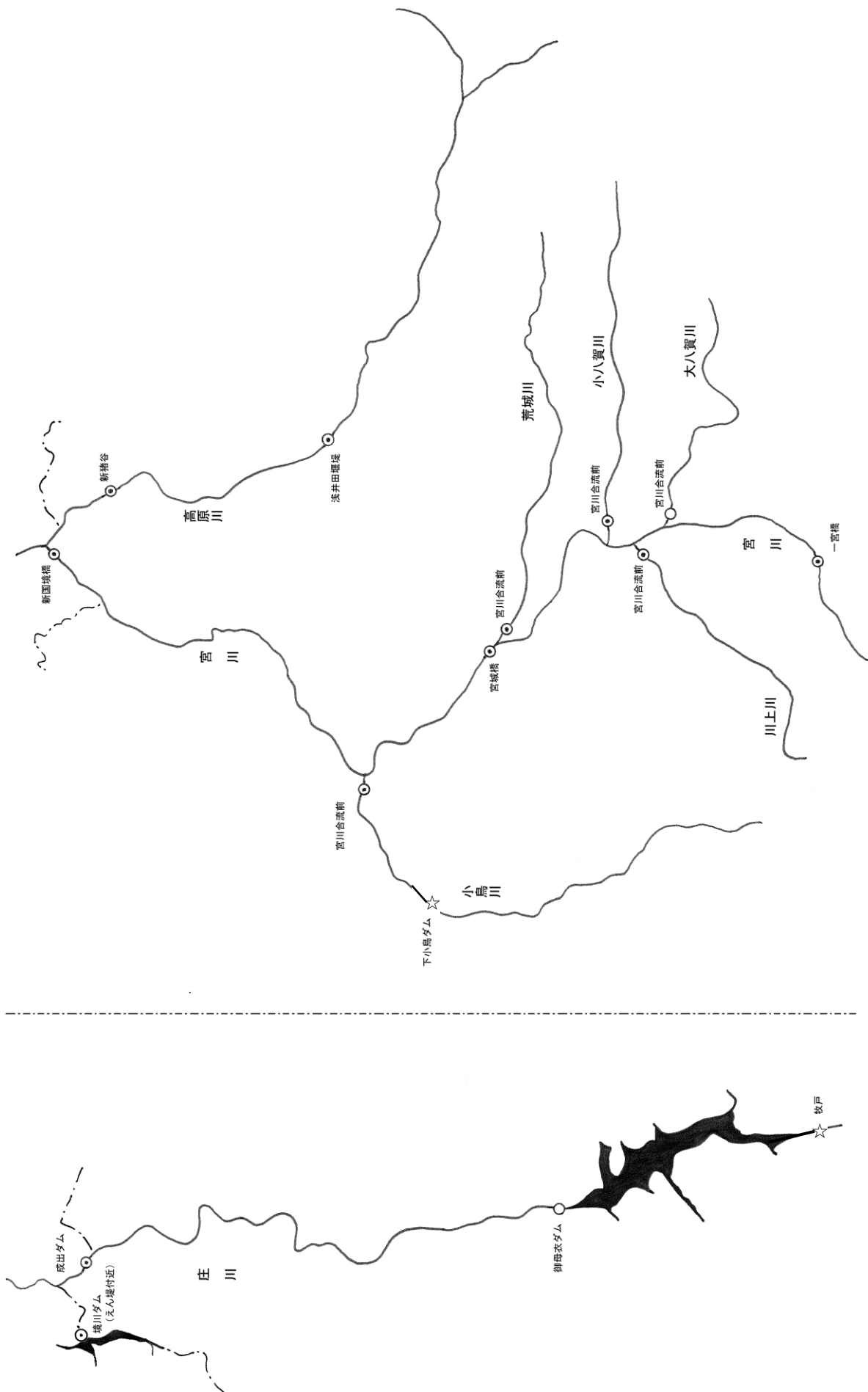
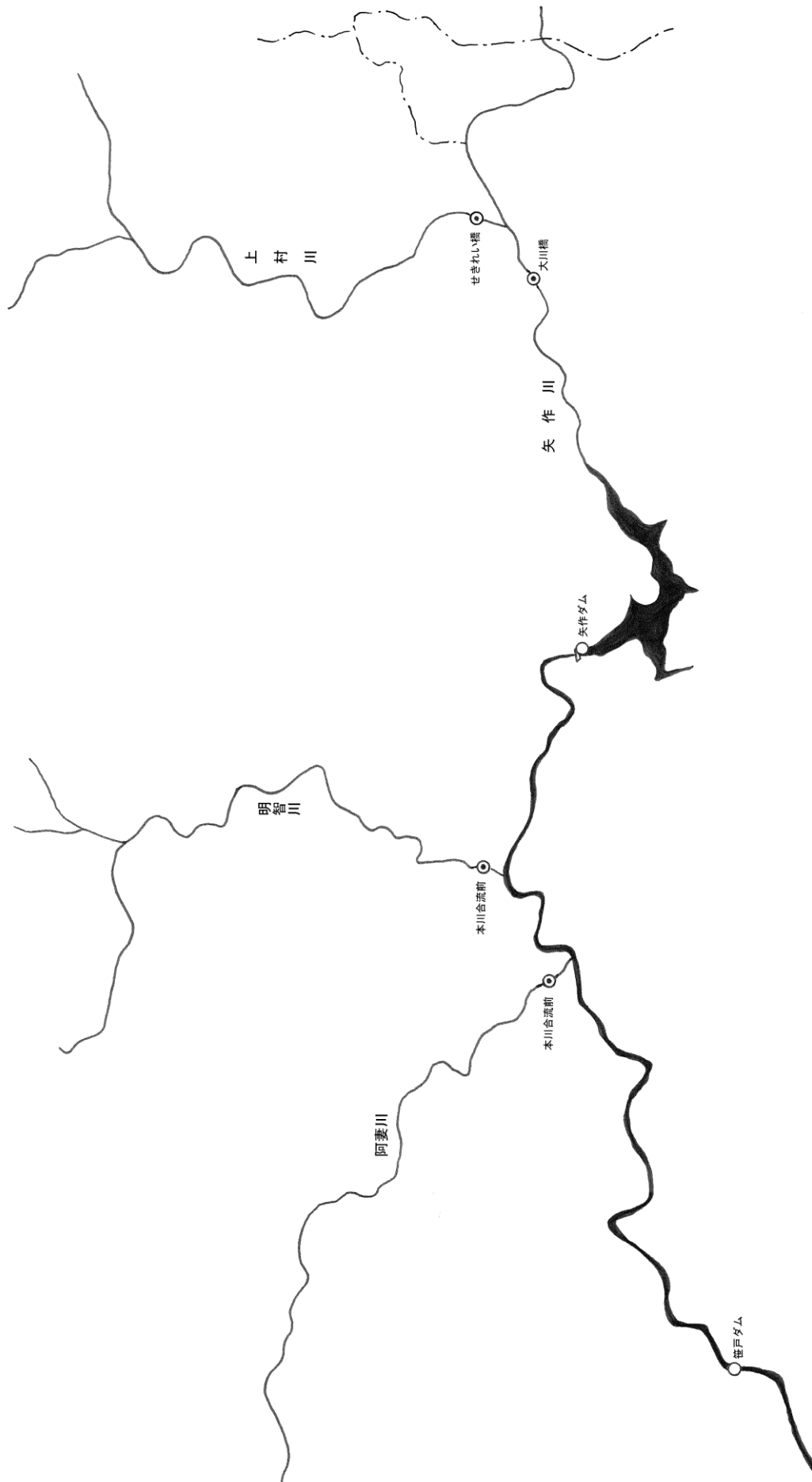


図6 矢作川水域測定地点図

◎：環境基準地点

○：補助地点



令和8年度岐阜県地下水の水質測定に関する計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により岐阜県の区域に属する地下水の測定に関する計画を定めるものとする。

2 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査を実施する。

2-1 ローリング方式によるメッシュ調査（岐阜市以外）

(1) 調査対象

ア メッシュ

県下を2kmメッシュで区分（図1）し、地下水の存在・流況状況、事業場密度、地下水の水道水源密度を考慮して、メッシュごとの重要度を評価し、重要度1以上のメッシュについて調査を実施する。

令和8年度は、表1に示す87メッシュを調査対象とする。

イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。

過去に概況調査を実施した井戸は対象とせず、メッシュ内に調査対象井戸が無い場合、当該調査メッシュにおける調査は実施しない。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

年1回実施する。

ウ 測定項目

次の地下水の水質汚濁に係る環境基準項目とする。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（総水銀を検出した場合のみ）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）（28項目）

エ 測定方法

原則として表8に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：各地域を管轄する県事務所及び岐阜地域環境事務所（以下「県事務所等」という。）

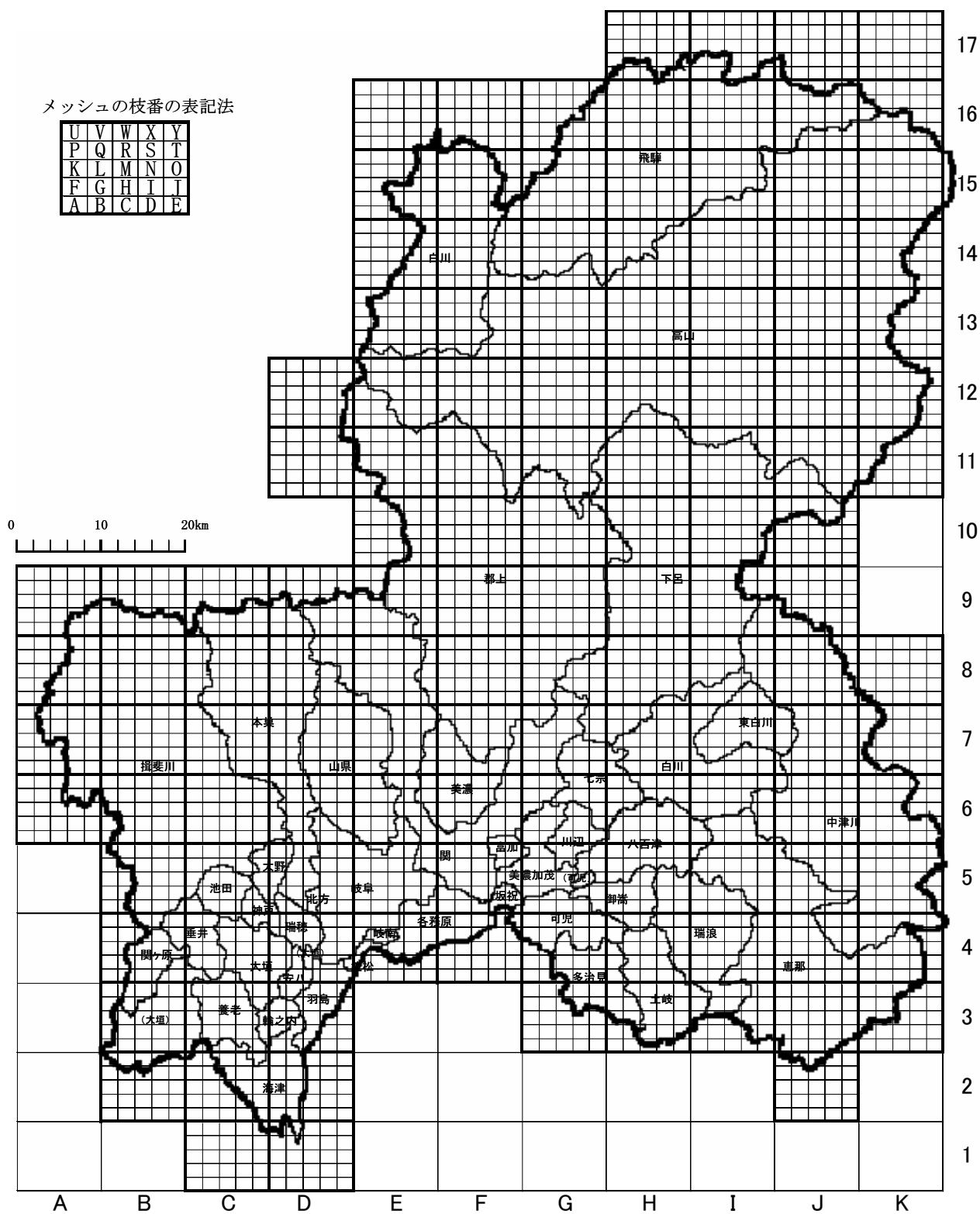
分析：保健環境研究所

表1 全項目調査対象メッシュ

採水機関	対象メッシュ	市町村
岐阜地域 環境事務所	C 07 - O	本巣市
	D 03 - S	羽島市
	D 04 - D	羽島市
	D 04 - I	羽島市
	D 04 - W	瑞穂市
	D 05 - H	本巣市、北方町
	D 06 - M	本巣市
	E 04 - A	笠松町
	E 04 - F	笠松町
	E 04 - S	各務原市
	E 06 - K	山県市
	F 04 - Q	各務原市
	F 04 - S	各務原市
西濃 県事務所	B 02 - W	大垣市
	B 03 - Y	大垣市
	C 02 - O	海津市
	C 02 - X	海津市、養老町
	C 03 - Q	養老町
	C 03 - T	大垣市
	C 04 - H	大垣市、垂井町
	C 04 - K	関ヶ原町、垂井町
	C 04 - R	大垣市
	D 02 - A	海津市
	D 03 - A	海津市、輪之内町
	D 03 - U	大垣市、安八町
	D 04 - B	大垣市、安八町
	D 04 - P	大垣市、神戸町
揖斐 県事務所	B 05 - N	揖斐川町
	B 07 - C	揖斐川町
	C 05 - C	池田町、神戸町
	C 05 - N	池田町、揖斐川町
	C 05 - V	揖斐川町
	C 06 - P	揖斐川町
	D 05 - P	大野町
可茂 県事務所	F 04 - X	坂祝町
	F 05 - E	坂祝町
	F 05 - T	美濃加茂市、富加町
	G 04 - Q	可児市
	G 05 - G	可児市、美濃加茂市
	G 05 - K	美濃加茂市
	G 05 - W	美濃加茂市、川辺町
	G 06 - X	七宗町
	H 06 - C	八百津町
	H 07 - L	白川町
	I 07 - S	東白川村

採水機関	対象メッシュ	市町村
中濃 県事務所	E 05 - T	関市
	E 05 - Y	関市
	E 07 - D	関市、美濃市
	E 11 - D	郡上市
	F 05 - S	関市
	F 06 - G	関市、美濃市
	F 06 - Q	美濃市
	F 06 - X	関市、美濃市
	F 08 - N	郡上市
	F 09 - P	郡上市
	F 11 - U	郡上市
	G 07 - G	関市
	G 09 - K	郡上市
東濃 県事務所	G 03 - T	多治見市
	H 03 - K	多治見市
	H 03 - U	多治見市
	H 03 - X	土岐市
	H 04 - L	土岐市
	I 03 - R	瑞浪市
	I 04 - U	瑞浪市
恵那 県事務所	I 03 - N	恵那市
	I 05 - H	恵那市
	I 09 - D	中津川市
	J 04 - K	恵那市
	J 05 - F	恵那市
	J 05 - T	中津川市
	J 06 - M	中津川市
	J 08 - K	中津川市
	K 06 - B	中津川市
飛騨 県事務所	F 12 - E	高山市
	G 14 - Y	飛騨市
	H 08 - B	下呂市
	H 10 - N	下呂市
	H 13 - L	高山市
	H 14 - R	高山市、飛騨市
	H 14 - T	高山市
	H 16 - W	飛騨市
	I 11 - B	下呂市
	I 13 - A	高山市
	I 13 - U	高山市
	I 15 - O	高山市、飛騨市
	K 14 - H	高山市

図1 メッシュ図



2-2 ローリング方式によるメッシュ調査（岐阜市）

(1) 調査対象

ア メッシュ

2.5km～5km メッシュで区分する。（図2）

イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。（表2）

過去に概況調査を実施した井戸は対象とせず、メッシュ内に調査対象井戸が無い場合、当該メッシュにおける調査は実施しない。

(2) 調査方法

調査担当機関：岐阜市

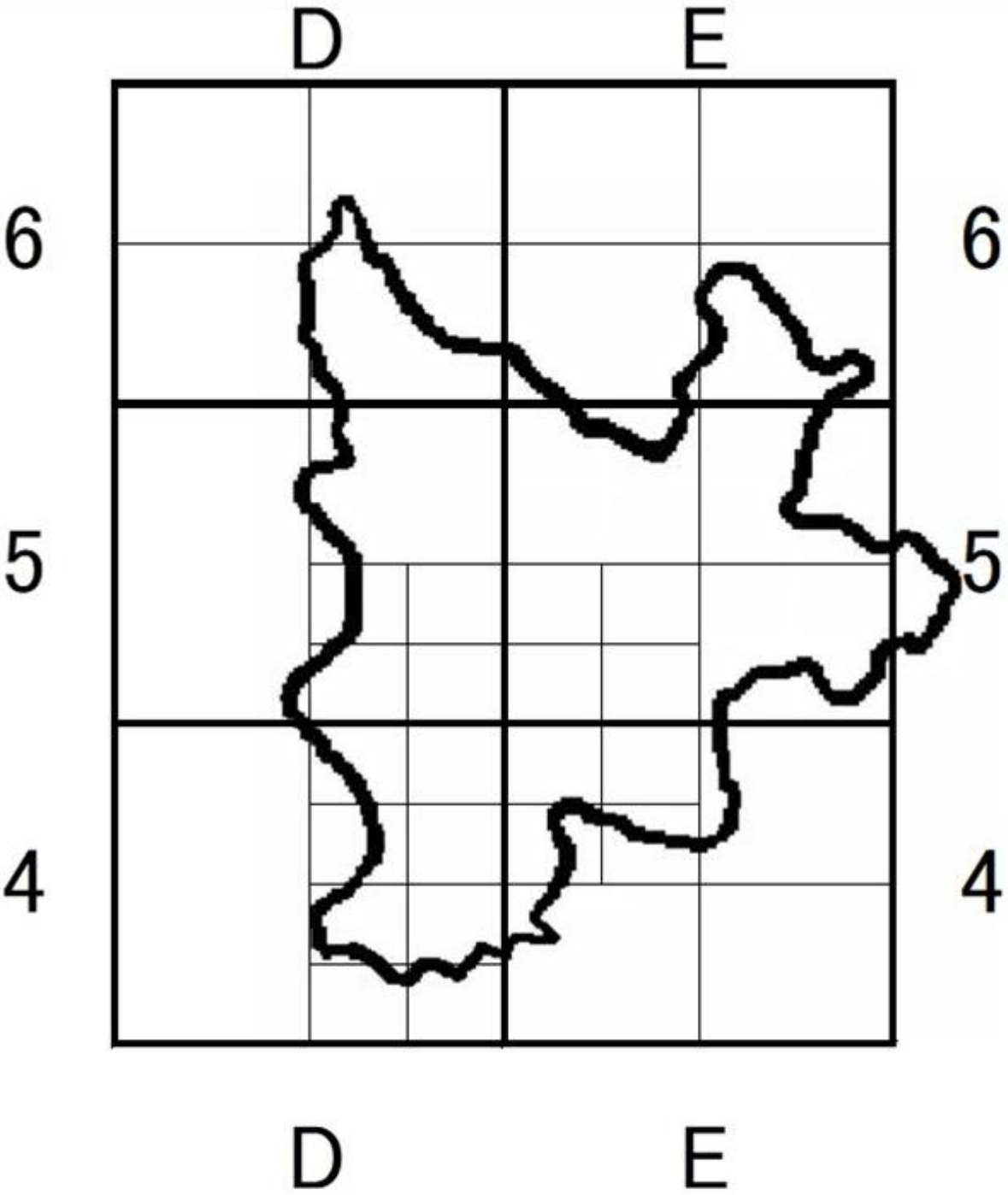
その他については、2-1-(2)と同様に実施する。

表2 岐阜市概況調査対象メッシュ

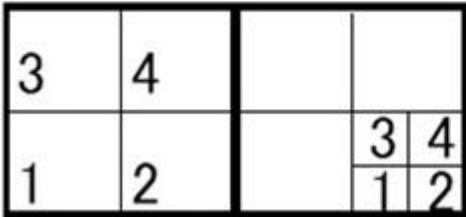
番号	対象メッシュ
1	D4-2-3
2	D4-2-4
3	D4-4-1
4	D4-4-2
5	D4-4-3
6	D4-4-4
7	D5-2-1
8	D5-2-2
9	D5-2-3
10	D5-2-4
11	D5-4
12	D6-2
13	E4-3-1
14	E4-3-3
15	E4-3-4

番号	対象メッシュ
16	E5-1-1
17	E5-1-2
18	E5-1-3
19	E5-1-4
20	E5-2
21	E5-3
22	E5-4
23	E6-2

図2 岐阜市内メッシュ図



メッシュの枝番の表記法



(5kmメッシュ)

(2.5kmメッシュ)



2－3 国土交通省中部地方整備局による調査

(1) 調査井戸

3 地点（大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町）

(2) 調査方法

調査担当機関：国土交通省中部地方整備局

その他については、2－1－(2)と同様に実施する。

2－4 PFOS 及び PF0A に関するメッシュ調査

(1) 調査対象

ア メッシュ

県下を2kmメッシュで区分（図1）し、地下水の存在・流況状況、事業場密度、地下水の水道水源密度を考慮した重要度4又は5であるメッシュ、水道水源3箇所以上のメッシュ、全県域を対象とするために各県事務所等5箇所以上、各市町村1箇所以上のメッシュから選定して、ローリング方式で調査を実施する。

令和8年度は、表3に示す25メッシュを調査対象とする。

イ 調査井戸

調査メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案し、調査井戸を1井戸選定する。

メッシュ内に調査対象井戸が無い場合、当該メッシュ以外の周辺井戸での調査を検討する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

年1回実施する。

ウ 測定項目

表4に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表4に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：県事務所等

分析：外部委託機関

表3 PFOS 及び PFOA の調査対象メッシュ

採水機関	対象メッシュ	市町村	採水機関	対象メッシュ	市町村
岐阜地域 環境事務所	D 03 - H	羽島市	揖斐県事務所	C 05 - O	大野町
	D 04 - Q	瑞穂市		C 05 - W	揖斐川町
	D 05 - A	瑞穂市		D 05 - U	大野町
	D 05 - L	本巣市	中濃県事務所	F 05 - Q	関市
	D 05 - Q	本巣市		F 06 - B	関市
	E 04 - Q	岐南町	可茂県事務所	F 05 - E	坂祝町
	F 04 - V	各務原市		G 04 - W	可児市
西濃 県事務所	C 02 - T	海津市		G 05 - H	可児市
	C 03 - W	養老町			八百津町
	D 04 - C	安八町	東濃県事務所	H 04 - J	瑞浪市
	C 04 - R	大垣市	恵那県事務所		恵那市
	C 04 - T	大垣市	飛騨県事務所	I 12 - K	高山市
	D 04 - H	大垣市			

※対象メッシュに記載ない箇所は市町村と協議の上、井戸を選定する

表4 測定項目、測定方法および報告下限値

項目	検体	有効 数字	報告下限値	測定方法
PFOS 及び PFOA	地下水	2 桁	0.000005 mg/L (5 ng/L)	「水道基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)
	河川水	2 桁	0.0000003 mg/L (0.3 ng/L)	令和 2 年 5 月 28 日付け環境省通知環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号別表 2 付表 1 に掲げる方法

3 汚染井戸周辺地区調査

3-1 新たに汚染が発見された井戸の周辺地区調査

概況調査により汚染が発見された場合、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、その汚染範囲を確認するための調査を実施する。

PFOS 及び PFOA の指針値等の超過が認められた場合には、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」等を参考にして、周辺の追加調査等を実施する。

3-2 過去に汚染が発見された井戸の周辺地区調査

定期モニタリング調査を実施している井戸のうち3年以上継続して基準に適合している井戸等について、汚染範囲の再評価をするための調査を実施する。

(1) 調査対象

表5に示す井戸の周辺地区について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

原則として1回とする。

ウ 測定項目

表5に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表8に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：県事務所等

分析：保健環境研究所

表5 汚染井戸周辺地区調査対象モニタリング井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
可茂県事務所	可児市中恵土	G 05 D1B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	御嵩町上恵土	G 05 D1H	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

4 定期モニタリング調査

過去に確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的を実施する。

4-1 定期モニタリング調査（岐阜市以外）

(1) 調査対象

表 6 に示す井戸について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

原則として年 1 回とする。

ウ 測定項目

表 6 に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表 8 に定める方法とする。

オ 調査担当機関

岐阜県

採水：県事務所等

分析：保健環境研究所

表6 モニタリング調査井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
岐阜地域 環境事務所	各務原市蘇原外山町	F 05 A01	四塩化炭素
	各務原市鵜沼大伊木町	F 04 L01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	各務原市鵜沼各務原町	F 04 Q3A	テトラクロロエチレン
	各務原市鵜沼羽場町	F 04 Q16	トリクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1B	テトラクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1C	テトラクロロエチレン
	山県市佐賀	E 05 V1E	テトラクロロエチレン
西濃県事務所	大垣市荒川町	C 04 211	砒素
	大垣市十六町	C 04 C02	砒素
	大垣市横曽根	C 03 O1A	砒素
	海津市海津町高須町	D 02 P01	砒素
	海津市海津町草場	D 02 Q01	砒素
	海津市海津町札野	D 02 L04	砒素
	養老町横屋	C 03 C1J	砒素
	養老町根古地	C 03 E06	砒素
可茂県事務所	美濃加茂市加茂野町加茂野	F 05 J05	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	美濃加茂市太田町	G 05 F1A	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市中恵土	G 05 D1B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市中恵土	G 05 DA2	ほう素
	可児市中恵土	G 05 D47	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	可児市土田	G 04 U04	六価クロム
	可児市大森	G 04 N02	総水銀
	可児市大森	G 04 N03	総水銀
	可児市大森	G 04 N04	総水銀
	御嵩町上恵土	G 05 D1H	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	御嵩町美佐野	H 04 W1B	ふっ素
	加茂郡富加町	F 05 T16	テトラクロロエチレン
中濃県事務所	関市旭ヶ丘	F 05 R1C	六価クロム
	関市仲町	F 05 R1D	六価クロム
	関市富本町	F 05 Q1A	六価クロム
	関市倉知	F 05 304	トリクロロエチレン
	関市西田原	F 05 N09	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	郡上市高鷺町大鷺	E 11 J01	ふっ素、ほう素
	郡上市白鳥町中西	F 10 P02	ふっ素

採水機関	井戸所在地	井戸番号	井戸所在地
東濃県事務所	多治見市笠原町平園	H 03 11A	総水銀
	多治見市笠原町平園	H 03 11J	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
	多治見市笠原町平園	H 03 L06	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
	多治見市前畑町	G 03 Y1A	ふっ素
	多治見市生田町	H 03 U04	ふっ素
	多治見市大針町	G 04 I03	総水銀
	多治見市北丘町	G 04 I02	総水銀
	多治見市虎溪山町	H 04 F02	ふっ素
	瑞浪市西小田町	H 04 J04	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	瑞浪市日吉町	H 04 Y02	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	瑞浪市日吉町	H 04 Y03	ふっ素
	瑞浪市日吉町	H 05 J04	ふっ素
	瑞浪市釜戸町	I 04 W01	ふっ素
	瑞浪市釜戸町	I 05 C1A	ふっ素
	瑞浪市大湫町	I 05 B03	ふっ素
	土岐市駄知町	H 03 402	ふっ素
	土岐市駄知町	H 03 403	ふっ素
	土岐市泉町	H 04 H26	テトラクロロエチレン
恵那県事務所	恵那市明智町	J 03 P19	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	恵那市明智町	J 03 P1L	ふっ素
	恵那市山岡町馬場山田	J 04 G01	ふっ素
	恵那市長島町久須見	J 05 K05	ふっ素
	恵那市長島町	J 05 B02	ふっ素
	中津川市駒場	J 05 Y12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
飛騨県事務所	高山市新宮町	H 13 N1A	ふっ素
	高山市下切町	H 14 E02	砒素
	高山市国府町	H 14 G01	ふっ素
	高山市石浦町	I 13 F02	ふっ素、ほう素
	高山市西之一色町	I 13 K02	砒素、ふっ素
	高山市西之一色町	I 13 K04	ふっ素
	高山市花里町	I 13 K06	ふっ素
	高山市森下町	I 13 K05	ふっ素
	下呂市湯之島	H 09 T01	砒素
	下呂市幸田	H 09 T08	砒素
	白川村飯島	F 15 G01	ふっ素
	白川村荻町	F 15 G1H	ふっ素

4-2 岐阜市内の調査

(1) 調査対象

表7に示す井戸について実施する。

(2) 調査方法

ア 採取方法

原則として通常の運転状態で揚水しているときに採取する。

イ 採取回数

年1回とする。

ウ 測定項目

表7に示すとおりとする。

エ 測定方法

原則として表8に定める方法とする。

オ 調査担当機関

採水：岐阜市

分析：岐阜市衛生試験所

表7 モニタリング調査井戸

採水機関	井戸所在地	井戸番号	項目
岐阜市	岐阜市北野西	E 06 D07	砒素

4-3 各務原市の PFOS/PFOA に関する継続モニタリング調査

詳細については、「令和8年度各務原市の PFOS/PFOA に関する継続モニタリング実施要領」に基づいて実施する。

(1) 調査対象

ア 井戸水

暫定目標値超過を確認している井戸：18地点（飲用12、非飲用6）

暫定目標値以下を確認している井戸：27地点（飲用14、非飲用13）

合計数：45地点（飲用26、非飲用19）

※飲用井戸は各務原市、非飲用井戸は県がモニタリング調査を実施

イ 河川水

暫定目標値超過を確認している水路：4地点

暫定目標値以下を確認している河川・水路：14地点

合計数：18地点

※河川・水路は県がモニタリング調査を実施

(2) 調査方法

ア 調査時期・頻度

豊水期（8月～9月）、渇水期（1月中旬～2月）の年2回実施する。

イ 測定項目・方法

原則として表4に示すとおりとする。

ウ 調査担当機関

岐阜県

採水：岐阜地域環境事務所

分析：外部委託機関

各務原市

採水・分析：外部委託機関

表8 水質測定方法とデータ表示(地下水)

項 目	有効 数字	報告下限値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	2桁	0.0003 mg/L	日本産業規格(以下「規格」という。)規格K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法
全 シ ア ン	2桁	0.1 mg/L (ND)	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という)付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	2桁	0.005 mg/L	規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六 価 ク ロ ム	2桁	0.01 mg/L	規格K0102-3の24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3の24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3の24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒 素	2桁	0.005 mg/L	規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法
総 水 銀	2桁	0.0005 mg/L	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	2桁	0.0005 mg/L (ND)	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	2桁	0.0005 mg/L (ND)	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	2桁	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	2桁	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	2桁	0.0004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	2桁	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	2桁	0.004 mg/L	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	2桁	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	2桁	0.0006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

項 目	有効 数字	報告下限値	測 定 方 法
トリクロロエチレン	2桁	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	2桁	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	2桁	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	2桁	0.0006 mg/L	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	2桁	0.0003 mg/L	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	2桁	0.002 mg/L	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	2桁	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	2桁	0.002 mg/L	規格K0102-3の26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	2桁	0.012 mg/L 硝酸性窒素 0.01 亜硝酸性窒素 0.002	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふ っ 素	2桁	0.08 mg/L	規格K0102-2の5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法。
ほ う 素	2桁	0.02 mg/L	規格K0102-3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	2桁	0.005 mg/L	公共用水域告示付表7に掲げる方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	2桁	0.0002 mg/L	H9環境庁告示第10号付表に掲げる方法

- 1 硝硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 2 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 3 調査担当機関により、上記「報告下限値」及び「測定方法」について、別に定めている場合がある。

資料

1 水質汚濁に関する環境基準

I 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	対象区域	備 考
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
全 シ ア ン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/L以下		
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L以下		
砒 素	0.01 mg/L以下		
総 水 銀	0.0005 mg/L以下		
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと		
P C B	検出されないこと		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下		
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下		
1, 2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L以下		
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
1, 1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L以下		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
1, 3-ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 mg/L以下		
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L以下		
シ マ ジ ン	0.003 mg/L以下		
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L以下		
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下		
セ レ ン	0.01 mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
1, 4-ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下		
ふ つ 素	0.8 mg/L以下	海域を除いた	
ほ う 素	1 mg/L以下	全公共用水域	

Ⅱ 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100mL以下
A	水道2級水産1級及び B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100mL以下
B	水道3級水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100mL以下
C	水産3級工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級水産1級自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100mL以下
A	水道2、3級水産2級及び B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100mL以下
B	水産3級工業用水1級農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

2 要監視項目及び指針値

I 人の健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (ME P)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロタロニル (T P N)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (B PMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (C NP)	— mg/L 以下
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	— mg/L 以下
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PF0A)	0.00005mg/1 以下

※PFOS 及びPF0A の指針値については、PFOS 及びPF0A の合計値とする。

II 生活環境の保全に関する要監視項目 (水生生物保全に関する要監視項目)

項目 類型	指針値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物 A	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.7 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
生物 B	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	4 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 B	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	3 μg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下

備考 類型は水生生物保全環境基準に同じ

3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	備 考
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L以下	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L以下	
砒 素	0.01 mg/L以下	
総 水 銀	0.0005 mg/L以下	
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L以下	
シ マ ジ ン	0.003 mg/L以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L以下	
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	
セ レ ン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふ つ 素	0.8 mg/L以下	
ほ う 素	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 mg/L以下	